

令和4年8月9日
九州地方整備局
熊本県

球磨川水系河川整備計画の策定

この度、国土交通省九州地方整備局と熊本県では、球磨川の今後おおむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「球磨川水系河川整備計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づく整備を進め、「緑の流域治水」による、球磨川流域における「命と環境の両立」「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」「持続可能な発展」を実現して参ります。

記

〈球磨川水系河川整備計画について〉

八代河川国道事務所及び熊本県のホームページ（下記URL）より閲覧できます。

■八代河川国道事務所ホームページ

河川整備計画〔国管理区間〕

http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/site_files/file/river/kasenseibi/seibikeikaku.pdf

■熊本県ホームページ

河川整備計画〔県管理区間〕

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/146442.html>

〈関係地方公共団体の長よりいただいたご意見〉

この河川整備計画は、河川法に基づいて関係地方公共団体の長の意見をお聴きし、意見の内容を確認した上で策定を行っております。関係地方公共団体の長よりいただいたご意見については、八代河川国道事務所及び熊本県のホームページ（下記URL）より閲覧できます。

■八代河川国道事務所ホームページ

国計画に対する熊本県知事の意見

http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/site_files/file/tiji_iken.pdf

■熊本県ホームページ

県計画に対する関係市町村長の意見

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/146442.html>

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

技術副所長 佐藤 和幸 調査課長 向田 清峻

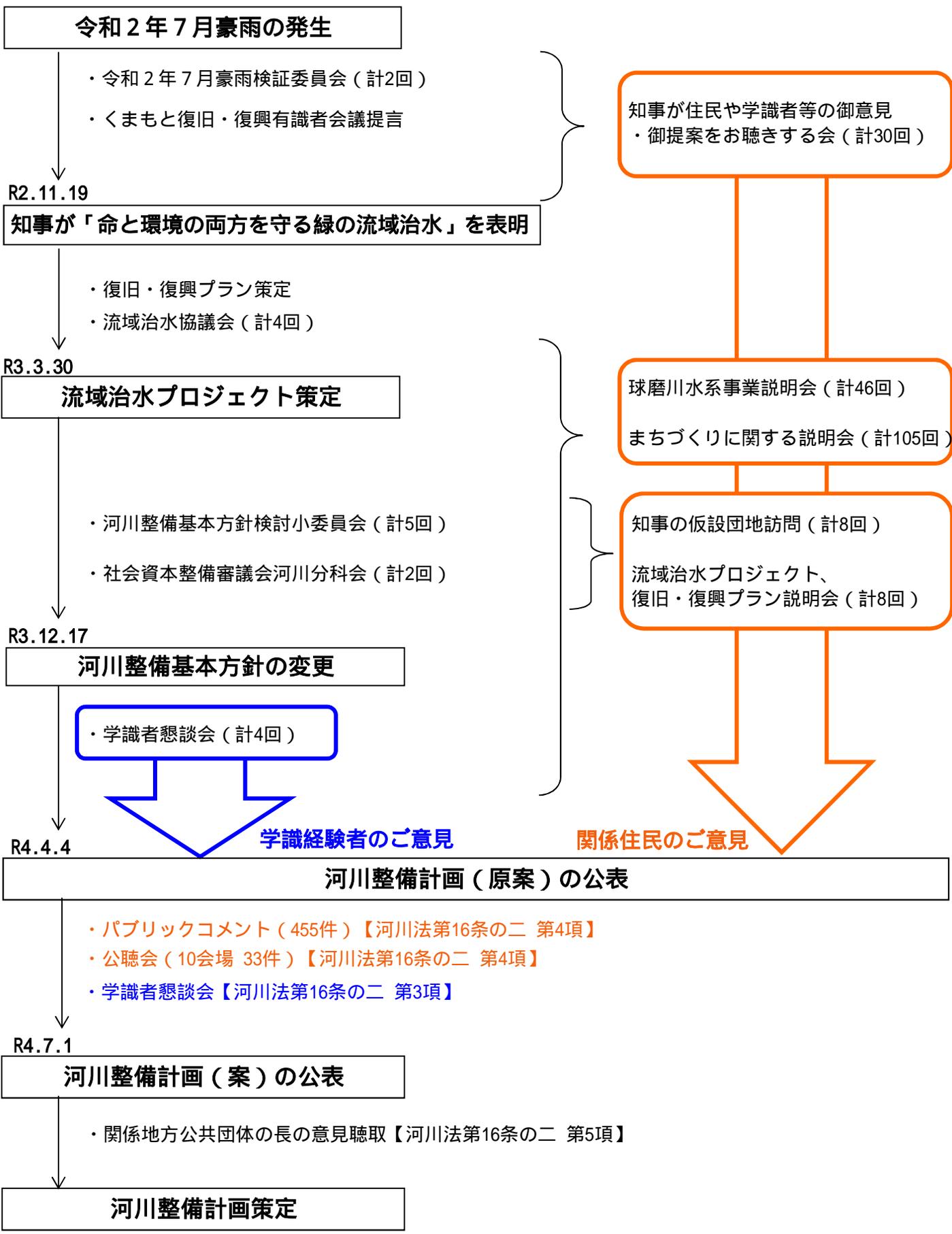
代表：0965-32-4135

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課

審議員 星出 和裕 課長補佐 江口 貴弘

直通：096-333-2507（内線 6141, 6145）

球磨川水系河川整備計画策定までの経緯 (令和2年7月豪雨の発生以降)



球磨川水系河川整備計画の策定について

【策定の経緯等】

- 国土交通省九州地方整備局と熊本県は、球磨川水系のそれぞれが管理する河川について、令和4年7月1日に河川整備計画（案）を作成・公表し、河川法に基づいて関係地方公共団体の長の意見をお聴きしました。
- これに対し、7月下旬に関係市町村長から熊本県知事へ意見が提出され、これを受けて7月28日に熊本県知事から九州地方整備局長へ意見が提出されました。

7月20日付	多良木町長
7月22日付	八代市長、人吉市長、あさぎり町長、 相良村長、五木村長、球磨村長
7月25日付	錦町長、山江村長
7月26日付	芦北町長、湯前町長、水上村長
7月28日付	熊本県知事

- 国土交通省九州地方整備局及び熊本県は、関係地方公共団体の長の意見の内容を確認した上で、本日、球磨川水系河川整備計画を策定しました。
- 関係地方公共団体の長の意見は、いずれも河川整備計画（案）の内容の変更を求めるものではありませんでした。なお、国管理区間の河川整備計画においては、ダムにおける異常洪水時防災操作への対応に関し、当該操作への移行条件に対するご意見を頂きましたので、記載内容を充実させています。また、この他、国・県両方の河川整備計画において、添付写真の差し替えや本文の文言の修正等も行っています。
- 関係地方公共団体の長から頂いた、河川整備計画に位置付けられた事業を実施する際に配慮すべき事項については、関係機関との連携を図りながら対応して参ります。

【球磨川水系河川整備計画の特徴】

【気候変動対応・流域治水・本支川連携】

- 以下の2点を併せ持った全国で初めての計画
 - ① 気候変動の影響による降雨量の増大などを踏まえ、想定し得る最大規模までの洪水を想定し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を具体的に盛り込んだ計画
 - ② 国管理区間と県管理区間の策定を同時に進めることにより、本川～支川～流域の連携推進を図った計画

【緑の流域治水による、「命と環境の両立」「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」「持続可能な発展」】

- 令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して浸水被害を軽減するハード対策と、迅速かつ的確な避難と被害最小化を実現するためのソフト対策を、流域のあらゆる関係者の連携によって多層的に推進し、命を守る計画
 - 地域の宝である清流球磨川を次世代に引き継げるよう、流水型ダムにおける「法と同等の環境影響評価」や、良好な河川環境の保全・創出などにより、豊かな自然環境と共生する計画
 - 自治体の行う復興まちづくり等とも連携し、令和2年7月豪雨からの復旧・創造的復興を進める計画
 - 水源地域の活性化や地域振興として、五木村・相良村の振興に国・県が連携し、地域と一体となった取り組みを推進するなど、流域の持続可能な発展を実現する計画
- 今回策定した河川整備計画は、未曾有の被害をもたらした令和2年7月豪雨を受け、気候変動の影響による降雨量の増大を考慮し、流域治水の観点も踏まえて令和3年12月に見直された球磨川水系河川整備基本方針に沿って策定した計画です。
 - これまでも河川区域で実施してきた治水対策のみならず、集水域や氾濫域も含めた、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を具体的に推進するため、国管理区間と県管理区間の計画策定を同時に進め、本川と支川の連携に加え、森林、田んぼ、都市といった様々な関係者との連携を具体的に盛り込んだ全国で初めての計画です。

- 令和2年7月豪雨による被災以降、熊本県知事が30回にわたり被災地を訪問し流域住民等からご意見を頂くなど、早い段階から、あらゆる機会を通じて、様々な立場の方々に復旧・復興への思いや球磨川水系の治水対策に対する思いなどをお聞きしました。計画の策定に当たっては、これらに加え、国と県が共同で設置した学識者懇談会の委員からも、それぞれの専門分野に基づく科学的・客観的なご助言を頂きつつ、検討を進めて参りました。
- 計画に位置付けた河川整備を実施することにより、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、人吉市等の区間における越水の防止、中流部における家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。
- また、計画では、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫や、水田や農業用ダム・ため池等の農地・農業用水利施設の活用などによる流域の貯留機能の向上等、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を推進していくこととしています。
- この計画は概ね30年という期間となります。そのため、整備段階毎のリスクの提示などによるリスクコミュニケーションを推進し、避難を判断するためのより有効な情報提供や情報伝達の充実、日ごろからの水害リスクの周知など、ソフト対策にも取り組むことで「迅速かつ的確な避難と被害最小化」を実現することとしています。
- また、計画では、球磨川の清らかな流れと豊かな自然が織りなす良好な河川景観、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境等を保全・創出し、地域の宝である清流球磨川を次世代に継承するとともに、自治体の行う復興まちづくり等とも連携し、令和2年7月豪雨からの復旧・創造的復興を進めることとしています。
- 流水型ダムについては、計画上必要となる治水機能の確保と事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指し、地域の宝である清流を積極的に保全するという観点から、法と同等の環境影響評価を実施するとともに、供用後にも、引き続きフォローアップ調査を行い、適切な維持管理や運用の改善にも取り組むこととしています。また、異常洪水時防災操作（緊急放流）への対応として、避難を判断するためのより有効な情報提供や情報伝達の充実、日ごろからの情報伝達や水害リスクの周知にも取り組むこととしています。

- さらに、水源地域の活性化やダム事業実施に伴う地域振興として、これまでダム建設予定地、水没予定地として苦渋の選択をされた地域の過去の経緯等を十分に踏まえつつ、五木村、相良村の新たな振興策について、国・県が連携し、地域と一体となって取り組みを推進することとしています。特に、ダムが一時的に水を貯める空間のより効果的な管理や、より高度な利活用の実現に向けては、県が主体的に取り組むこととしています。
- なお、計画に位置付けられた河川整備等の事業を実施する際には、地元への丁寧な説明を行うなど、関係住民等の理解を深めるための取り組みを進めつつ事業を進めることとしています。
- 今後は、この計画に基づく整備を進め、「緑の流域治水」による、球磨川流域における「命と環境の両立」「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」「持続可能な発展」を実現して参ります。

【球磨川水系河川整備計画策定後、直ちに進める主な取り組み】

球磨川水系河川整備計画の策定を受け、令和2年7月豪雨の被災地をはじめとする流域の様々な地域において、まずは、次に示すものから順に事業や取り組みを進め、流域の復旧と創造的復興を進めるとともに、安全・安心の確保に努めて参ります。

■洪水等による災害の発生の防止又は軽減

【河川区域での対策（国管理区間）】

○遊水地・引堤事業の本格着手

- ・遊水地（球磨村渡地区から市房ダム付近の区間で約600万m³）のうち、球磨川（球磨村渡地区など）や川辺川（相良村柳瀬地区）において、住民の方々をはじめとした関係者調整を進め、工事着手に向けた用地の取得や詳細設計に着手して参ります。
- ・引堤（球磨村渡地区）においては、住民の方々をはじめとした関係者との調整を進め、工事着手に向けた用地の取得や詳細設計に着手して参ります。

○河道掘削のさらなる推進

- ・これまで実施してきた河道掘削に加え、さらなる河道断面の拡大のため、引き続き良好な河川環境の保全・創出を図りながら、河道掘削を推進します。また、河道掘削により発生する土砂は、復興まちづくり計画や他機関とも連携し、有効活用を図って参ります。

○球磨川中流部における宅地かさ上げ事業の本格着手

- ・球磨村神瀬地区などにおいて、復興まちづくり計画と連携し河道掘削等で発生した土砂を有効利用し、盛土工事に本格的に着手します。また、その他地区においても、地区毎に進めている調整、用地調査等を進めて参ります。

○川辺川における流水型ダムの推進

- ・治水機能の確保と、環境への影響の最小化の両立に向けて、環境影響評価と並行してダムの構造や運用方法等の計画の深度化を図って参ります。
- ・流水型ダムにより水没する五木村及び相良村の地域の持続的な発展のため、国、県が一体となって、振興に向けた取組を推進して参ります。

【河川区域での対策（県管理区間）】

○復興まちづくり計画と一体となった河道の整備に着手

- ・令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した人吉市の中心市街地を流れる山田川において、市の復興まちづくり計画と一体となった河道の整備に着手して参ります。まずは、市が8月中に開催する説明会や、「中心市街地復興まちづくり推進協議会（仮称）」において、現地測量の立ち入りに向けた説明等を行い、都市計画事業と連携を図りながら設計を進めて参ります。

○流水型ダムの上流域における河川の整備に着手

- ・流水型ダムの上流域における安全・安心を早期に確保するため、五木村竹の川地区における宅地かさ上げや、五木村宮園地区における河道の整備に着手して参ります。まずは、現地測量の立ち入りに向け、9月中を目途に対象地区における説明会を開催するなど、住民の方々をはじめとした関係者調整を進め、早期事業化を図ります。

○川辺川で遊水機能を有する土地の確保・保全に着手

- ・相良村内を流れる川辺川の2箇所（黒石地区、下鶴地区）において、洪水を一時的に貯留してゆっくり流す“遊水機能を有する土地”の確保・保全に着手して参ります。まずは、対象地区の地権者等を対象にした説明会を8月中に開催し、順次、測量等の現地調査を進めて参ります。

○住まいの再建を後押しする輪中堤・宅地かさ上げの推進

- ・令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した芋川（球磨村一勝地）や油谷川（八代市坂本町）などの中流圏域の県管理河川において、地区毎に進めている調整を進め、年内に全ての地区で対策方針を決定し、順次、建物調査を進めて参ります。

【集水域での対策】

○集水域（森林）の関係者との具体的な連携が始動

- ・緑の流域治水の一環として、集水域における森林から河川への土砂等の流出をできるだけ抑制するため、森林再生やシカ被害対策、治山対策などの取組みと連携を強化して参ります。まずは、地域の森林・林業関係者で構成される協議会等の次回会合に河川管理者が参加し、流域治水における森林の重要性を周知する取組みから進めて参ります。
- ・令和2年7月豪雨で大規模な土砂堆積や多量の流木により甚大な被害が発生した万江川において、河川・砂防・治山が連携した「土砂・洪水氾濫対策」に着手して参ります。まずは、秋頃を目途に、河川事業者、砂防事業者、治山事業者と学識経験者で構成する検討会を立ち上げ、具体的な対策を立案して参ります。

○集水域（農地・都市）の関係者との連携を強化

- ・緑の流域治水の一環として、田んぼダムや雨水浸透施設といった集水域（農地・都市）における貯留・浸透機能の普及・拡大に向けた関係者との連携を強化して参ります。まずは、熊本県庁河川課に治水効果の定量化等に必要な技術的支援を行う体制を設置し、田んぼダム検証委員会（熊本県農林水産部）等で進められている実証実験等の推進を図って参ります。

■河川環境の整備と保全

○河川環境の整備と保全

- ・河道掘削等で発生する土砂を有効活用した、ヨシ原再生の取組を推進して参ります。また、コンクリートブロック等が露出した箇所において、河道掘削土砂を活用した水際部の環境移行帯（エコトーン）の再生にも取り組んで参ります。

○まちづくりとの連携

- ・地域の活性化や持続可能な地域作りのため、復興まちづくり計画等とも連携した「かわまちづくり」の取組を引き続き推進して参ります。

○河川と水路の連続性の確保を図る新たな取り組みが始動

- ・緑の流域治水の一環として、河川とそこに流れ込む水路の横断的な連続性を確保し、河川と水路を行き来する生物の生活環境の回復を図る「いきものバリアフリーチャレンジ（仮称）」を始動します。まずは、免田川（あさぎり町）などの上流圏域の県管理河川において、学識経験者や関係者との合同現地調査に着手し、生物の移動や生息環境の改善に向けた対策を検討して参ります。

【添付資料】

資料1：球磨川水系河川整備計画案からの変更点〔国管理区間〕

資料2：球磨川水系河川整備計画案からの変更点〔県管理区間〕

資料3：球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕

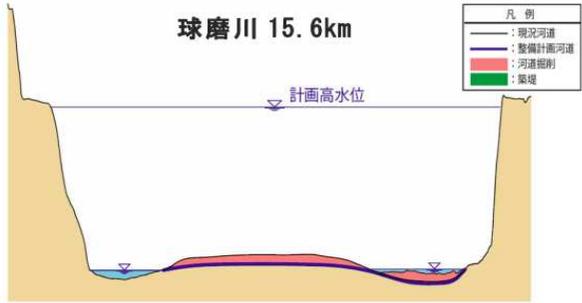
資料4：球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕

球磨川水系河川整備計画案からの変更点[国管理区間]

資料1

No	修正理由	ページ	河川整備計画(案)【R4.7.1時点】の記載	修正内容(赤字)																																																																																															
1	県管理河川の延長の誤り	1	熊本県は球磨川流域内の80河川428.8kmの区間を管理しています(図1.1)。	熊本県は球磨川流域内の80河川 432.9 kmの区間を管理しています(図1.1)。																																																																																															
2	文字の修正	4	構造線南側は四万十層層群	構造線南側は四万十 累 層層群																																																																																															
3	文字の修正	4	図1.4 四万十層層群	図1.4 四万十 累 層層群																																																																																															
4	国土数値情報の最新化	8	国有林が35,652 ha、民有林等(県有林、市町村有林を含む)が158,013haあり、これらのうち103,436haが保安林に指定されています。	国有林が 35,651 ha、民有林(県有林、市町村有林を含む)が 157,980 haあり、これらのうち 103,731 haが保安林に指定されています。																																																																																															
5	文化財の記載の充実、表現の修正	13	球磨川流域には歴史的に重要な文化財が多く、流域に関連する市町村(宮崎県、鹿児島県を除く)には、以下に示すとおり 68 件もの国指定文化財や歴史的資源が存在します。	球磨川流域には歴史的に重要な文化財が多く、流域に関連する市町村(宮崎県、鹿児島県を除く)には、以下に示すとおり 73 件もの国指定 等 文化財や歴史的資源が存在します。																																																																																															
6	文化財の記載の充実、表題の修正	13	<p>表1.2 球磨川流域内の国指定文化財一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文化財分類</th> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要文化財</td> <td>書跡典籍</td> <td>平石如砥墨蹟</td> <td>八代市</td> <td>昭和 63 年 6 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>重要無形民俗文化財</td> <td></td> <td>球磨神楽</td> <td>人吉球磨地区</td> <td>平成 25 年 3 月 12 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>古代踊</td> <td>八代市</td> <td>昭和 53 年 1 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>植柳の盆踊</td> <td>八代市</td> <td>平成 26 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>八代・芦北の七夕綱</td> <td>八代市・芦北町</td> <td>平成 27 年 3 月 2 日</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td>ゴイシツバメシジミ(地域定めず)</td> <td>水上村</td> <td>昭和 50 年 2 月 13 日</td> </tr> </tbody> </table>	文化財分類	種類	名称	所在地	指定年月日	重要文化財	書跡典籍	平石如砥墨蹟	八代市	昭和 63 年 6 月 6 日	重要無形民俗文化財		球磨神楽	人吉球磨地区	平成 25 年 3 月 12 日	国選択無形民俗文化財		古代踊	八代市	昭和 53 年 1 月 31 日	国選択無形民俗文化財		植柳の盆踊	八代市	平成 26 年 3 月 10 日	国選択無形民俗文化財		八代・芦北の七夕綱	八代市・芦北町	平成 27 年 3 月 2 日	天然記念物		ゴイシツバメシジミ(地域定めず)	水上村	昭和 50 年 2 月 13 日	<p>表1.2 球磨川流域内の国指定等文化財一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文化財分類</th> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要文化財</td> <td>書跡典籍</td> <td>平石如砥墨蹟 与 竺芳祖裔偁 / 至正九祀己丑秋 附 玄圃霊三添状 并 六月三日古田織部書状 二通</td> <td>八代市</td> <td>昭和 63 年 6 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>青井阿蘇神社襖橋</td> <td>人吉市</td> <td>平成 29 年 10 月 27 日</td> </tr> <tr> <td>重要無形民俗文化財</td> <td></td> <td>球磨神楽</td> <td>人吉市及び球磨郡</td> <td>平成 25 年 3 月 12 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>球磨神楽</td> <td>人吉市及び球磨郡</td> <td>昭和 57 年 12 月 21 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>古代踊</td> <td>八代市</td> <td>昭和 53 年 1 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>植柳の盆踊</td> <td>八代市</td> <td>平成 26 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>国選択無形民俗文化財</td> <td></td> <td>八代・芦北の七夕綱</td> <td>八代市・芦北町</td> <td>平成 27 年 3 月 2 日</td> </tr> <tr> <td>特別天然記念物</td> <td>動物</td> <td>オオサンショウウオ(地域定めず)</td> <td></td> <td>昭和 26 年 6 月 9 日</td> </tr> <tr> <td>特別天然記念物</td> <td>動物</td> <td>カモシカ(地域定めず)</td> <td></td> <td>昭和 30 年 2 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>動物</td> <td>ヤマネ(地域定めず)</td> <td></td> <td>昭和 50 年 6 月 26 日</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td>ゴイシツバメシジミ(地域定めず)</td> <td></td> <td>昭和 50 年 2 月 13 日</td> </tr> </tbody> </table>	文化財分類	種類	名称	所在地	指定年月日	重要文化財	書跡典籍	平石如砥墨蹟 与 竺芳祖裔偁 / 至正九祀己丑秋 附 玄圃霊三添状 并 六月三日古田織部書状 二通	八代市	昭和 63 年 6 月 6 日	登録有形文化財	建造物	青井阿蘇神社襖橋	人吉市	平成 29 年 10 月 27 日	重要無形民俗文化財		球磨神楽	人吉市及び球磨郡	平成 25 年 3 月 12 日	国選択無形民俗文化財		球磨神楽	人吉市及び球磨郡	昭和 57 年 12 月 21 日	国選択無形民俗文化財		古代踊	八代市	昭和 53 年 1 月 31 日	国選択無形民俗文化財		植柳の盆踊	八代市	平成 26 年 3 月 10 日	国選択無形民俗文化財		八代・芦北の七夕綱	八代市・芦北町	平成 27 年 3 月 2 日	特別天然記念物	動物	オオサンショウウオ(地域定めず)		昭和 26 年 6 月 9 日	特別天然記念物	動物	カモシカ(地域定めず)		昭和 30 年 2 月 15 日	天然記念物	動物	ヤマネ(地域定めず)		昭和 50 年 6 月 26 日	天然記念物		ゴイシツバメシジミ(地域定めず)		昭和 50 年 2 月 13 日
文化財分類	種類	名称	所在地	指定年月日																																																																																															
重要文化財	書跡典籍	平石如砥墨蹟	八代市	昭和 63 年 6 月 6 日																																																																																															
重要無形民俗文化財		球磨神楽	人吉球磨地区	平成 25 年 3 月 12 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		古代踊	八代市	昭和 53 年 1 月 31 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		植柳の盆踊	八代市	平成 26 年 3 月 10 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		八代・芦北の七夕綱	八代市・芦北町	平成 27 年 3 月 2 日																																																																																															
天然記念物		ゴイシツバメシジミ(地域定めず)	水上村	昭和 50 年 2 月 13 日																																																																																															
文化財分類	種類	名称	所在地	指定年月日																																																																																															
重要文化財	書跡典籍	平石如砥墨蹟 与 竺芳祖裔偁 / 至正九祀己丑秋 附 玄圃霊三添状 并 六月三日古田織部書状 二通	八代市	昭和 63 年 6 月 6 日																																																																																															
登録有形文化財	建造物	青井阿蘇神社襖橋	人吉市	平成 29 年 10 月 27 日																																																																																															
重要無形民俗文化財		球磨神楽	人吉市及び球磨郡	平成 25 年 3 月 12 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		球磨神楽	人吉市及び球磨郡	昭和 57 年 12 月 21 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		古代踊	八代市	昭和 53 年 1 月 31 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		植柳の盆踊	八代市	平成 26 年 3 月 10 日																																																																																															
国選択無形民俗文化財		八代・芦北の七夕綱	八代市・芦北町	平成 27 年 3 月 2 日																																																																																															
特別天然記念物	動物	オオサンショウウオ(地域定めず)		昭和 26 年 6 月 9 日																																																																																															
特別天然記念物	動物	カモシカ(地域定めず)		昭和 30 年 2 月 15 日																																																																																															
天然記念物	動物	ヤマネ(地域定めず)		昭和 50 年 6 月 26 日																																																																																															
天然記念物		ゴイシツバメシジミ(地域定めず)		昭和 50 年 2 月 13 日																																																																																															
7	写真を変更	14	図1.18 十島菅原神社	相良村提供写真へ変更 図1.18 十島菅原神社																																																																																															
8	名称及び、法指定状況の修正	15	<p>表1.3</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>みさき 襖橋</td> <td>青井阿蘇神社の参道に架けられた三連式アーチ橋長さ26.7m、幅3.8m</td> <td>大正10年(1921年)</td> <td>指定なし</td> </tr> </tbody> </table>	みさき 襖橋	青井阿蘇神社の参道に架けられた三連式アーチ橋長さ26.7m、幅3.8m	大正10年(1921年)	指定なし	<p>表1.3</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>みさき 青井阿蘇神社 襖橋(人吉市)</td> <td>青井阿蘇神社の参道に架けられた三連式アーチ橋長さ26.7m、幅3.8m</td> <td>大正10年(1921年)</td> <td>国登録有形文化財</td> </tr> </tbody> </table>	みさき 青井阿蘇神社 襖橋(人吉市)	青井阿蘇神社の参道に架けられた三連式アーチ橋長さ26.7m、幅3.8m	大正10年(1921年)	国登録有形文化財																																																																																							
みさき 襖橋	青井阿蘇神社の参道に架けられた三連式アーチ橋長さ26.7m、幅3.8m	大正10年(1921年)	指定なし																																																																																																
みさき 青井阿蘇神社 襖橋(人吉市)	青井阿蘇神社の参道に架けられた三連式アーチ橋長さ26.7m、幅3.8m	大正10年(1921年)	国登録有形文化財																																																																																																

No	修正理由	ページ	河川整備計画(案)【R4.7.1時点】の記載	修正内容(赤字)						
9	歴史的資源の記載の充実	15	表1.3 記載なし	表1.3 表に追加する。 <table border="1"> <tr> <td>16</td> <td>くま川鉄道球磨川第四橋梁 (錦町・相良村)</td> <td>球磨川と川辺川の合流地点に架かる鉄道橋梁(球磨川鉄道湯前線)橋長322m、球磨川鉄道を代表する土木構造物。</td> <td>R2.7豪雨で流失</td> <td>大正12年 (1923年)</td> <td>国登録 有形文化財</td> </tr> </table>	16	くま川鉄道球磨川第四橋梁 (錦町・相良村)	球磨川と川辺川の合流地点に架かる鉄道橋梁(球磨川鉄道湯前線)橋長322m、球磨川鉄道を代表する土木構造物。	R2.7豪雨で流失	大正12年 (1923年)	国登録 有形文化財
16	くま川鉄道球磨川第四橋梁 (錦町・相良村)	球磨川と川辺川の合流地点に架かる鉄道橋梁(球磨川鉄道湯前線)橋長322m、球磨川鉄道を代表する土木構造物。	R2.7豪雨で流失	大正12年 (1923年)	国登録 有形文化財					
10	単位の誤り	15	表1.3 下町橋(湯前町) 17.0mm	表1.3 下町橋(湯前町) 17.0m						
11	写真百太郎堰の所在地の誤り	16	百太郎堰 -湯前町-	百太郎堰 -多良木町-						
12	水産業に関する記載の追加	22	流域内の工業は、球磨川の水を利用して、製紙業や金属製品業などの工場が立地しています。河口付近の八代港は、重要港湾、貿易港等に指定され、南九州開発の拠点工業港として発達しています(図1.30)。	流域内の工業は、球磨川の水を利用して、製紙業や金属製品業などの工場が立地しています。河口付近の八代港は、重要港湾、貿易港等に指定され、南九州開発の拠点工業港として発達しています(図1.30)。 また、アユ等を対象とした釣りや網による漁業が営まれています。						
13	「除滝」をより有名な「走水の滝」の変更	23	表1.6 除滝	表1.6 走水の滝						
14	観光資源の記載の充実	23	表1.6 記載なし	表1.6 表に追加する。 <table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>あまみや 雨宮神社</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>十島菅原神社</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>かっぱの墓</td> </tr> </table>	24	あまみや 雨宮神社	25	十島菅原神社	26	かっぱの墓
24	あまみや 雨宮神社									
25	十島菅原神社									
26	かっぱの墓									
15	西暦の誤り	26	明治21年6月(1869)	明治21年6月(1888)						
16	過去の水害の記載の充実	27	表1.7 記載なし	表1.7 表に追加する。 <table border="1"> <tr> <td>平成24年7月 【梅雨前線】</td> <td>(2012)</td> <td>3,900</td> <td>5,900</td> <td>八代市・芦北町・球磨村: 家屋全壊・流失 3戸、床上浸水 62戸、床下浸水179戸。 五木村・相良村: 全半壊流失家屋7戸、浸水家屋16戸。 旧県道25号宮原五木線崩落。</td> </tr> </table>	平成24年7月 【梅雨前線】	(2012)	3,900	5,900	八代市・芦北町・球磨村: 家屋全壊・流失 3戸、床上浸水 62戸、床下浸水179戸。 五木村・相良村: 全半壊流失家屋7戸、浸水家屋16戸。 旧県道25号宮原五木線崩落。	
平成24年7月 【梅雨前線】	(2012)	3,900	5,900	八代市・芦北町・球磨村: 家屋全壊・流失 3戸、床上浸水 62戸、床下浸水179戸。 五木村・相良村: 全半壊流失家屋7戸、浸水家屋16戸。 旧県道25号宮原五木線崩落。						
17	資料の時点更新	27	表1.7注釈「被害状況の出典」 「令和2年7月豪雨に関する被害状況について(熊本県危機管理防災課)速報値」	表1.7注釈「被害状況の出典」 「令和2年7月豪雨に関する被害状況について(熊本県危機管理防災課)確定値」						
18	名称の誤り	41	平成25年以降も「五木村の今後の生活再建を協議する場」を継続して開催し、五木村の今後の生活再建策について協議を行っており、川辺川ダムの水没予定地については、ダム本体工事が中止となったことから、五木村からの利活用の提案を受け、平成27年2月に河川敷占用許可準則に基づく	平成25年以降も「五木村の今後の生活再建を協議する場」を継続して開催し、五木村の今後の生活再建策について協議を行っており、川辺川ダムの水没予定地については、ダム本体工事が中止となったことから、五木村からの利活用の提案を受け、平成27年2月に河川敷地占用許可準則に基づく						
19	森林対策に砂防事業を追記	65	また、集水域における森林から河川への土砂等の流出をできるだけ抑制するため、伐採跡地の再造林による森林再生やシカ被害対策、治山対策、砂防対策などの取組と連携を強化していく必要があります。	また、集水域における森林から河川への土砂等の流出をできるだけ抑制するため、伐採跡地の再造林による森林再生やシカ被害対策、治山対策、砂防対策などの取組みと連携を強化していく必要があります。						

No	修正理由	ページ	河川整備計画(案)【R4.7.1時点】の記載	修正内容(赤字)												
20	文字の修正	91	われわれ河川管理者は、球磨川流域が二度と令和2年7月豪雨のような洪水被害に遭うことのないようにしなければならぬと固く決意しました。その決意のもと～	我々河川管理者は、球磨川流域が二度と令和2年7月豪雨のような洪水被害に遭うことのないようにしなければならぬと固く決意しました。その決意のもと～												
21	横断面図の修正	103	 <p>図 5.2 河道掘削横断面図 (15.6km 付近：八代市坂本地区付近)</p>	 <p>図 5.2 河道掘削横断面図 (15.6km 付近：八代市坂本地区^{さかもと}付近)</p>												
22	句読点の記載漏れ	106	河道掘削後には土砂の再堆積や、樹木の再繁茂状況を継続的に観測し、その結果を踏まえて適切に維持管理を実施します	河道掘削後には土砂の再堆積や、樹木の再繁茂状況を継続的に観測し、その結果を踏まえて適切に維持管理を実施します。												
23	代表断面図の差し替え	106	図5.7 球磨川77k600断面	図5.7 球磨川76k200断面												
24	文字の修正	120	その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して快適に川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、沿川の自治体が立案する地域計画や住民等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映するなど、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくり「かわまちづくり」を推進します。	その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して快適に川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、沿川の自治体が立案する地域計画や住民等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映するなど、地域の活性化 ^{さかもと} や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくり「かわまちづくり」を推進します。												
25	体裁の修正	122	表5.10 <table border="1" data-bbox="878 1034 1093 1404"> <tr><td>柳詰排水樋管 (球磨川左岸 66.88km)</td></tr> <tr><td>梅木排水樋管 (球磨川右岸73.38km)</td></tr> <tr><td>六川排水樋管 (球磨川左岸74.45km)</td></tr> <tr><td>富田排水樋管 (球磨川左岸77.18km)</td></tr> <tr><td>庄屋第三排水樋管 (球磨川左岸 78.26km)</td></tr> <tr><td>下鶴排水樋管 (球磨川左岸 82.54km)</td></tr> </table>	柳詰排水樋管 (球磨川左岸 66.88km)	梅木排水樋管 (球磨川右岸73.38km)	六川排水樋管 (球磨川左岸74.45km)	富田排水樋管 (球磨川左岸77.18km)	庄屋第三排水樋管 (球磨川左岸 78.26km)	下鶴排水樋管 (球磨川左岸 82.54km)	表5.10 <table border="1" data-bbox="1527 1034 1899 1404"> <tr><td>柳詰排水樋管 (球磨川左岸66.88km)</td></tr> <tr><td>梅木排水樋管 (球磨川右岸73.38km)</td></tr> <tr><td>六川排水樋管 (球磨川左岸74.45km)</td></tr> <tr><td>富田排水樋管 (球磨川左岸77.18km)</td></tr> <tr><td>庄屋第三排水樋管 (球磨川左岸78.26km)</td></tr> <tr><td>下鶴排水樋管 (球磨川左岸82.54km)</td></tr> </table>	柳詰排水樋管 (球磨川左岸66.88km)	梅木排水樋管 (球磨川右岸73.38km)	六川排水樋管 (球磨川左岸74.45km)	富田排水樋管 (球磨川左岸77.18km)	庄屋第三排水樋管 (球磨川左岸78.26km)	下鶴排水樋管 (球磨川左岸82.54km)
柳詰排水樋管 (球磨川左岸 66.88km)																
梅木排水樋管 (球磨川右岸73.38km)																
六川排水樋管 (球磨川左岸74.45km)																
富田排水樋管 (球磨川左岸77.18km)																
庄屋第三排水樋管 (球磨川左岸 78.26km)																
下鶴排水樋管 (球磨川左岸 82.54km)																
柳詰排水樋管 (球磨川左岸66.88km)																
梅木排水樋管 (球磨川右岸73.38km)																
六川排水樋管 (球磨川左岸74.45km)																
富田排水樋管 (球磨川左岸77.18km)																
庄屋第三排水樋管 (球磨川左岸78.26km)																
下鶴排水樋管 (球磨川左岸82.54km)																

No	修正理由	ページ	河川整備計画（案）【R4.7.1時点】の記載	修正内容（赤字）
26	体裁の修正	127	3)地震時の巡視・点検	(1行あける) 3)地震時の巡視・点検
27	異常洪水時防災操作へ移行する雨の目安を追記	133	既存の市房ダムや川辺川の流水型ダムにおいて、異常洪水時防災操作を行った場合、ダム下流域の降雨の影響も重なって、ダム下流の河川で水位が急上昇する場合や、ダム下流河川の流下能力を上回る流量となった場合に氾濫が発生する可能性があることから、水位予測の結果等を踏まえ、ダムによる洪水調節により避難時間が確保されている間に避難等を行うなど、適切な行動を行うことが重要であり、避難を判断するためのより有効な情報提供や情報伝達の充実、日頃からの情報情報伝達や水害リスクの周知について、流域治水プロジェクトの一環として流域全体で取り組みます。	既存の市房ダムや川辺川の流水型ダムにおいて、異常洪水時防災操作を行った場合、ダム下流域の降雨の影響も重なって、ダム下流の河川で水位が急上昇する場合や、ダム下流河川の流下能力を上回る流量となった場合に氾濫が発生する可能性があります。なお、令和2年7月豪雨時に川辺川の流水型ダムが存在したと仮定した場合、実績降雨量ではダムで洪水調節を行っても満水に達する可能性はなく、異常洪水時防災操作に移行しませんが、実績降雨量を1.4倍に引き延ばした場合には、異常洪水時防災操作に移行することを確認しています。一方で、異常洪水時防災操作に移行した場合においても、ダムの流入ピーク時は洪水調節効果を発揮し、ダム下流の人口等の最大流量が低減するとともに、「避難時間の確保」、「（上流ダム地点で貯留することによる）氾濫箇所での氾濫被害の軽減」の効果があると考えられます。豪雨対策としては、被害を未然に防ぐハード対策と、どんな時も施設の能力を上回る洪水を想定し、必要な避難体制を確保することが重要であり、異常洪水時防災操作を行わざるを得ないような大規模洪水の発生に対しては、水位予測の結果等を踏まえ、ダムによる洪水調節により避難時間が確保されている間に避難等を行うなど、適切な行動を行うことが重要です。したがって、避難を判断するためのより有効な情報提供や情報伝達の充実、日頃からの情報伝達や水害リスクの周知について、流域治水プロジェクトの一環として流域全体で取り組みます。
28	誤字の修正	133	日頃からの情報情報伝達	日頃からの 情報 情報伝達
29	記載の修正	142	また、地域住民や小中学校への河川や防災（ダムの役割や異常洪水時防災操作等を含む）について理解を深めてもらうための教育や出前講座等、～	また、地域住民や小中学校 等 への河川や防災（ダムの役割や異常洪水時防災操作等を含む）について理解を深めてもらうための教育や出前講座等、～
30	写真を変更	144	図 6.7 相良村四浦地区周辺（令和3年（2021年）6月撮影）	相良村提供写真へ変更 図 6.7 相良村上四浦集落センター （写真提供：相良村）
31	記載の統一	全般	「地方自治体」と「自治体」 「自治体」と「市町村」	「地方自治体」は全て「自治体」に統一 熊本県を含まない場合は「市町村」に統一
32	用語集を追加	巻末		用語集を追加

球磨川水系河川整備計画案からの変更点〔県管理区間〕

資料2

修正No	修正理由	ページ	河川整備計画(案) [R4.7.1時点] の記載	修正内容(赤字)
1	地名の読み仮名誤り	4	八代市坂本町小川内(おかわうち)	八代市坂本町小川内(おかわち)
2	地名の読み仮名誤り	7	糸原地区(いとばらちく)	糸原地区(いとばらちく)
3	標高の四捨五入の統一	10	鉾立山(標高751m)	鉾立山(標高752m)
4	標高の四捨五入の統一	10	高塚山(標高623m)	高塚山(標高624m)
5	地名の誤り	12	矢岳(やたけ)	矢岳山(やたけやま)
6	標高の四捨五入の統一	14	雁俣山(標高1,314m)	雁俣山(標高1,315m)
7	標高の誤り	14	六本杉山(標高1,144m)	六本杉山(標高1,149m)
8	標高の誤り	15	国見岳(標高1,739m)	国見岳(標高1,031m)
9	標高の誤り	15	三方山(標高1,577m)	三方山(標高1,236m)
10	源流の山の誤り	15	蕨野山(標高1,438m)	鷹巣山(標高1,454m)
11	地名の読み仮名誤り、標高の四捨五入の統一	15	広貝山(ひろかいやま)(標高1,186m)	広貝山(ひろがいやま)(標高1,187m)
12	地名の読み仮名誤り	17	京丈山(きょうのじょうやま)	京丈山(きょうじょうさん)
13	標高の誤り	22	広貝山(標高1,190m)	広貝山(標高1,187m)
14	標高の誤り	22	広貝山(標高1,190m)	広貝山(標高1,187m)
15	標高の誤り	23	広貝山(標高1,190m)	広貝山(標高1,187m)
16	標高の四捨五入の統一	23	花立山(標高1,105m)	花立山(標高1,106m)
17	標高の四捨五入の統一	23	花立山(標高1,105m)	花立山(標高1,106m)
18	国土数値情報の最新化	32	国有林が35,652ha、民有林等(県有林、市町村有林を含む)が158,013haあり、これらのうち103,436haが保安林に指定されています。	国有林が35,651ha、民有林等(県有林、市町村有林を含む)が157,980haあり、これらのうち103,731haが保安林に指定されています。
19	百太郎堰の住所の誤り	34	百太郎堰(湯前町)	百太郎堰(多良木町)
20	文化財の記載の充実	35	球磨川流域には歴史的に重要な文化財が多く、流域に関連する市町村(宮崎県、鹿児島県を除く)には、以下に示すとおり 68 件もの国指定文化財や歴史的資源が存在します。	球磨川流域には歴史的に重要な文化財が多く、流域に関連する市町村(宮崎県、鹿児島県を除く)には、以下に示すとおり 73 件もの国指定等文化財や歴史的資源が存在します。
21	文化財の記載の充実	35		表1.1球磨川流域内の国指定等文化財一覧表に追記
22	十島菅原神社の写真を村提供のものに修正	36		写真を村提供のものに差し替え
23	表1.2について文化財の記載を充実	37		表1.2を国に合わせて修正
24	文字の修正	38	球磨川舟下り	球磨川くんだり
25	除滝をより有名な走り水の滝に変更	46	除滝	走り水の滝
26	文字の修正	48	ふれあいリフレ 茶湯里	さから温泉 茶湯里
27	文字の修正	64	平成27年2月に河川敷占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の第1次指定	平成27年2月に河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の第1次指定
28	かんがい遺産の指定団体の誤り	68	農林水産省	ICID(国際かんがい排水委員会)
29	森林対策に砂防事業を追記	71	集水域における森林から河川への土砂等の流出をできるだけ抑制するため、伐採跡地の再造林による森林再生やシカ被害対策、治山対策などの取組みと連携を強化していく必要があります。	集水域における森林から河川への土砂等の流出をできるだけ抑制するため、伐採跡地の再造林による森林再生やシカ被害対策、治山対策、砂防対策などの取組みと連携を強化していく必要があります。
30	文字の修正	73	県が管理する河川では、急峻な山地からの土砂・流木の流入が多く、固定堰上流部や河道湾曲部の内湾側等で土砂が堆積しやすい傾向にあります。	県が管理する河川では、急峻な山地からの土砂・流木の流入が多く、固定堰上流部や河道湾曲部の内岸側等で土砂が堆積しやすい傾向にあります。
31	出典の位置が分かりにくいため修正	89		出典の位置を修正
32	流量配分図に中園川を追記	106		流量配分図を修正
33	百済木川2k200～2k700は特殊堤のためのため標記修正	113	築堤(特殊堤含む)	築堤(特殊堤)
34	吉尾川の整備範囲修正	114	左岸 4k600～5k200	左右岸 4k600～5k200
35	天月川の整備範囲修正	115	3k300～3k400	3k200～3k500
36	万江川の横断図の距離標修正	116	3k900	5k200
37	川辺川3k700～5k300の内容に掘削を追加	119	3k700～5k300 築堤	3k700～5k300 河道掘削、築堤
38	川辺川の横断図差し替え	119		横断図差し替え
39	柳橋川の横断図差し替え	121		横断図差し替え
40	小川内川の橋梁名の誤り	122	鶴井出橋	岩野橋
41	田んぼダムの標記修正	124	営農継続と水田貯留機能のフル活用による田んぼダム	営農継続と水田貯留機能のフル活用による田んぼダムの取組み
42	写真に流向を追加	136		流向を追記
43	サガラッパ祭りの出典確認	136	出典:相良村HP	出典:相良村
44	書式設定確認	141		書式設定を両端揃えに修正
45	書式設定確認	143		書式設定を両端揃えに修正
46	文字修正	152	写真 6.2 避難訓練及び地区別地域懇談会(相良村)	写真 6.2 避難訓練及び地区別住民懇談会(相良村)
	河川の写真をより景観の良い写真に変更	5～25		宮ヶ野川、小椎川、白水滝川、北目川、湯山川、津留川、奥野川、伊良目川、宮川内川、大木川、大尼田川、天月川、那良川、野間川、白水川の写真を差し替え(全15箇所)
	専門用語の解説が必要	巻末		用語集の追加